

# 浄化槽の設置・維持管理・補助制度のご案内

## 浄化槽を設置するときは

浄化槽の設置には、次のどちらかの手続きが必要です。

また、浄化槽の設置工事は千葉県に登録または届出している業者に依頼してください。

① 建築確認申請を伴う場合  
(新築、改築に伴い浄化槽を設置する場合)  
建築確認申請に合わせて「浄化槽調書」を提出

② 建築確認申請を伴わない場合(①以外)  
工事着工予定日の12日前までに「浄化槽設置届書」等を千葉県山武地域振興事務所へ提出

**浄化槽の維持管理は適正に**  
浄化槽の機能を維持し、悪臭や水質汚濁を防ぐため、次の3つの維持管理(法定義務)を行ってください。

① 保守点検  
千葉県に登録している業者に依頼して、定期的な保守

点検を行ってください。

## ② 清掃

山武郡市広域行政組合または東総衛生組合の許可を受けた業者に依頼して、年1回以上の清掃を行ってください。

## ③ 法定検査

浄化槽が問題なく機能しているか、また、保守点検や清掃が正しく行われているか検査するため、年1回、(公社)千葉県浄化槽検査センターに依頼して、法定検査を受けてください。

※保守点検、清掃、法定検査の記録は3年間の保管が必要です。

**地域の水質保全のため  
合併処理浄化に切り替え  
ましょう**

**浄化槽設置整備事業補助  
金をご活用ください**

町では、生活雑排水による水質汚濁を防止するため

に、トイレからの排水のみを処理する「単独処理浄化槽」や「くみ取り便槽」から、家庭内の全ての排水を処理する「合併処理浄化槽」に転換(入れ替え)する工事を実施する場

合に、予算の範囲内で浄化槽設置整備事業補助金を交付しています。

## 対象区域

農業集落排水事業区域を除く町内全域

## 注意事項

補助金の交付を希望する場合は、工事を始める前(計画段階)にご相談ください。

## 申請条件

世帯全員に町税の滞納がないこと

## 補助対象となるもの

・専用住宅または店舗等併用住宅(2分の1以上を住居とする建物)

・単独処理浄化槽またはくみ取り便槽からの転換の場合

## 補助対象とならないもの

・新築の場合

## 補助金額(上限)

・建て替えに伴うくみ取り便槽からの転換の場合  
・すでに工事(既存の便槽の撤去工事を含む)を始めている場合

| 補助対象経費区分 | 単独処理浄化槽からの転換 | くみ取り便槽からの転換 |
|----------|--------------|-------------|
| 設置費      | 5人槽          | 332,000円    |
|          | 6・7人槽        | 414,000円    |
|          | 8~10人槽       | 548,000円    |
| 撤去費      | 180,000円     | 100,000円    |
| 宅内配管工事費  | 300,000円     |             |

※例として、単独処理浄化槽から5人槽の合併処理浄化槽に転換した場合の補助金(上限額)は、332,000円+180,000円+300,000円=812,000円となります。

※建て替えまたは増築に伴う転換の場合は、宅内配管工事費の補助はありません。

## 申問

### 設置の届出のこと

千葉県山武地域振興事務所  
☎0475(55)3862

### 保守点検、清掃のこと

(一社)千葉県環境保全センター  
☎043(245)4222

### 法定検査のこと

(公社)千葉県浄化槽検査センター  
☎043(246)6283

### 補助金のこと

環境防災課環境班  
☎(84)1216

